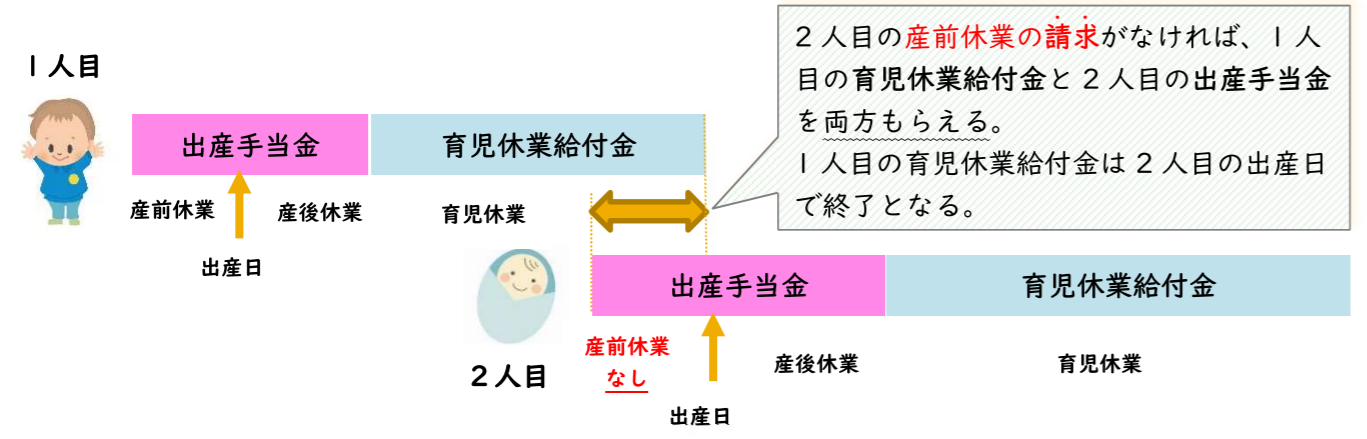


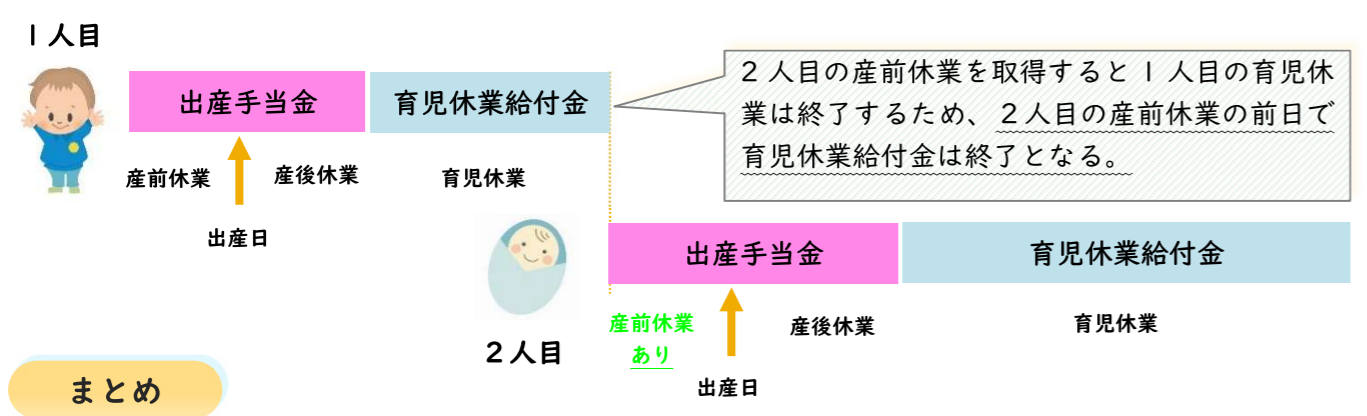
育休中に妊娠した場合、育児休業給付金と出産手当金はどうなるの？

1人目の育児休業中に妊娠が分かり、職場復帰せず2人目のお子さんの産休に入る場合、1人目の育児休業は終了となりますが、出産する以前の期間については、1人目の育児休業を継続するか、2人目の産前休業を取得するかでもらえるお金が違ってきます。

ケース① 2人目の出産日まで1人目の育児休業を継続する場合



ケース② 2人目の産前休業を取得する場合



まとめ

上記ケース①のように2人目の産前休業を申請せずに、1人目の育児休業を取得したまま休んでいると2人目のお子さんの産前休業の期間について、育児休業給付金を受けながら2人目の出産手当金を受け取ることが可能となり、もらえるお金が多くなります。

出産日(予定日)以前6週間の産前休業については労働者が任意で取るものなので、本人が働くことを希望すれば働かせることができますが、産後休業の8週間については労働者の請求の有無にかかわらず必ず取らせないとしない休業のため、産後休業に入ると育児休業が自動的に終了となり、育児休業給付金の支給もされなくなります。
※産後6週間を経過した女性が請求した場合において医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。

さらに2人目のお子さんの育休中に3人目のお子さんを妊娠した場合の育児休業給付金はどうなるでしょうか・・・

育児休業給付金は原則として「※育児休業を開始した日前2年間に、雇用保険に加入している賃金支払基礎日数が11日以上ある月、または賃金支払日数の基礎となった日数が80時間以上ある月が12か月以上あること」となっています。
その期間に妊娠、出産などやむを得ない理由で引き続き30日以上賃金の支払いがなかった場合はその期間が最大2年間延長され、最長4年間で見ることができりますが、2年以上前の休んでいた分は追加で遡ることができないため、受給資格を満たすことはほぼ難しいと思われるので注意が必要です。

※令和3年9月1日より基準日が育児休業開始日だけでなく「産前休業等を開始した日」も加わりました。

育児休業給付金と傷病手当金は同時に受給できる？

雇用保険法に基づく育児休業給付金と健康保険法に基づく傷病手当金は別の制度なので、育児休業給付金を受給中に切迫早産や切迫流産、ケガや病気になった場合、傷病手当金の受給要件を満たしていれば、同時に受給することができます。

出産手当金と傷病手当金の支給調整

出産手当金と傷病手当金を受けられる期間については、出産手当金を優先して受けますが、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多い場合は、その差額が傷病手当金から支給されます。

《筆者：小池》

お知らせ

- ◇令和5年度の最低賃金、全国平均が初の1,000円超え
地方最低賃金審議会が答申した今年度の最低賃金(時給)の改定額が発表され、全国平均が昨年度から43円増しの1,004円となりました。栃木県は954円(+41円)で、新たな最低賃金は都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経て10月以降、順次適用されます。日給者、月給者についても最低賃金を下回らないように見直しをお願いいたします。
- ◇標準報酬月額改定
算定基礎届提出後の標準報酬月額は9月分保険料(10月分納付分)より改定になります。各人ごとの保険料については、順次担当よりお知らせいたします。8月または9月に随時改定が行われた方については随時改定が優先されます。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

